沖縄県文化芸術奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統文化を継承する者、文化芸術に関する創造的活動を行う者、その他の文化芸術を担う者を養成し、沖縄の文化芸術の保存・継承・発展のため、文化芸術活動を行う個人又は団体に対して交付する沖縄県文化芸術奨励金(以下「奨励金」という。)に関して、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

- 第2条 奨励金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。
 - (1) 住所地及び活動拠点が沖縄県内であること。
 - (2) 沖縄の文化芸術の保存・継承・発展に資する活動(企画、制作、発表等)を行っているもの。
 - (3) 専門としている分野で一定の活動歴があり、交付の対象となる期間(以下「認定期間」という。)終了後も継続して活動を行う見込みのあるもの。
 - (4) 奨励金の認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(奨励金の交付限度額)

- 第3条 知事は、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。
- 2 奨励金の上限額は、1個人または1団体につき60万円とする。

(交付申請)

- **第4条** 奨励金の交付を受けようとする者は、沖縄県文化芸術奨励金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- **2** 前項の申請に当たっては、認定期間内に申請者が行う活動内容を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 この要綱に基づき奨励金の交付を受けた者は、次年度以降に再度申請を行うことを妨 げない。

(対象経費及び分野)

- 第5条 奨励金の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。
 - (1) 文化芸術活動を実施するために直接必要となる経費
 - (2) 前号の活動に伴う制作、練習等に直接必要な経費
 - (3) その他知事が特に認める経費
- 2 奨励金の対象となる分野は別表に定める。

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奨励金の交付決定を行い、その旨を当該奨励者に通知する。

(奨励金の額の変更)

第7条 前条の規定により通知を受けた者は、活動内容の変更により奨励金の額に変更を要する場合は、あらかじめ沖縄県文化芸術奨励金変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 奨励者は、第5条の規定により交付決定通知を受けた後、奨励金の申請を取り下げようとするときには、交付決定を受けた日から起算して30日以内に沖縄県文化芸術奨励金交付申請取下書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(奨励金の支払い)

第9条 奨励者は、奨励金の交付を受けようとする場合は、沖縄県文化芸術奨励金支払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事後申請に係る特例)

- 第10条 奨励金の交付の申請の時期が活動終了後であると知事が認める場合は、第4条の申請と合わせて請求書を提出することができる。この場合において、奨励金の対象となる取組が行われていないときは、その請求書は提出がなかったものとみなす。
- **2** 前項の規定により、請求書を受け付けたときは、第11条に規定する実績報告書を省略 することができる。

(状況報告)

第11条 奨励者は、規則第10条に基づき、活動状況に関して知事が報告を求めたときは、 沖縄県文化芸術奨励金活動状況報告書(様式第5号)により活動状況を報告しなければ ならない。

(実績報告)

- 第12条 奨励者は、取組が終了した日又は認定期間が終了した日から30日以内のいずれか早い日までに、沖縄県文化芸術奨励金活動実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる関係資料を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 公演等の写真又は動画等の活動状況が分かるもの
 - (2) その他知事が必要と認める資料

(決定の取消し等)

- 第13条 知事は、奨励者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励の決定の 全部又は一部を取消すことができる。また、すでに交付した奨励金がある場合、その全 部又は一部について返還を求めることができる。
 - (1) 当初の活動内容を実施する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 所定の期間内に活動実績報告書又は関係資料の提出がないとき。
 - (3) 活動実績報告書により報告を受けた内容が、当初の活動内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
 - (4) その他この要綱に基づき提出された資料に虚偽のあるとき。

(書類の整備等)

第14条 奨励者は奨励金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を奨励金の交付の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 奨励者は、認定期間終了後も沖縄の文化芸術の保存・継承・発展に資する活動を 行うよう努めなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

分野	対象範囲
伝統的な文化	・しまくとぅば
	・組踊、さんしん音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能
	・空手・古武道
	・本県の歴史及び風土に培われたびんがた、織物、陶器、漆器その
	他の伝統工芸
	・伝統的な行事、食文化、その他の伝統的な文化
芸術	・文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、ア
	ニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸
	術)
芸能	・伝統芸能を除く芸能
生活文化	・茶道、華道、書道その他の生活かかる文化
文化財等	・有形及び無形の文化財、歴史的価値がある文書及び記録
景観の形成等	・歴史的又は文化的景観、県が設置する公共施設の外観等